

架空請求ハガキにご注意！！

Q. 「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが法務省管轄支局から届いた。内容を読んでもよくわからない。身に覚えがないが、訴訟取り下げ期日が2日後に迫っており、連絡しなければ裁判になるようだ。管理番号や連絡先電話番号が記載されているので電話をかけて確認した方が良いのだろうか。心配だ。

(70代 女性)

A. 最近、架空請求と思われるハガキが届いたという相談が多く寄せられています。差出人は法務省管轄支局等の名称を使い、公的な機関を装っていますが、法務省ではこれらの団体とは一切関係ないと注意を呼び掛けています。これらのハガキは不特定多数に送られているようで、消費料金という意味不明な言葉を使い、何らかの料金が未納であると思わせ、訴訟、財産差し押さえなどと不安をあおり連絡させるのが目的のようです。もし、連絡してしまうと、まだ知られていない個人情報聞き出され、訴訟取り下げ費用などの名目で金銭を請求されるなど新たなトラブルに巻き込まれる恐れがあります。このようなハガキが突然届いても慌てないでください。「無視する！」のが一番の対応策です。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）